

意見書

平成 24 年 3 月 19 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)及びブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案)に関し、別紙(1・2・3)のとおり意見を提出します。

このたびは、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)及びブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

情報通信は我が国の社会・経済活動の重要な基盤としての役割を果たしており、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上で、ブロードバンドの普及促進が重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、政府において、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」が策定されたところです。こうした我が国の基幹的政策であるブロードバンドの普及促進とそれを実現するための前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、本制度という)」が創設され、「光の道」の実現に向け、毎年度の継続的なチェック及び包括的な検証がなされるものと認識しています。

他方、昨今の市場環境においては、光市場における独占化傾向の一層の高まりやIP網等へのマイグレーションの推進に係る課題等、ブロードバンドを巡る市場は大きな変化を迎えつつあります。また、本年2月2日に発表された、NTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」という。)殿による請求統合施策に顕著なNTTグループ再統合や活用業務等による東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT東西」という。)の業務範囲拡大が活発化する等、過去蓄積してきた競争政策の根幹を揺るがしかねない事案の発生で公正競争への悪影響が大いに懸念されるところであり、この状況をそのまま放置しておけば、後戻りができない状態にまで競争環境を衰退させてしまうことは疑いの余地がありません。このように、今まさに競争セーフガード措置の意義が問われている状況にあることから、本制度が有する意義・社会的役割は極めて大きいものと考えます。

なお、本制度の有する機能のうち、公正競争環境の検証という側面については、2007年に創設された「競争セーフガード制度」がその前身であると捉えることができますが、当該制度については、検証プロセスそのものが形骸化し、これまで必ずしも有効に機能してこなかった側面が存在するものと考えます。従前より弊社共が指摘してきたように競争事業者側に挙証責任が課されていること等を始めとする事案の収集・検証・措置の発動等の各プロセスにおける課題が制度そのものに内在しており、個別事案が競争上の大きな問題として顕在化しない限り、踏み込んだ措置が検討されず、大方の項目が「注視事項」として先送りにされる状況が継続しています。このこと

は、競争事業者からの各種問題提起にもかかわらず、2009年のNTT西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等には至らなかったことにも顕著に表れています。

今回の制度見直しを機に、これまでの競争セーフガード制度の運用において得られた上記のような経験等も踏まえ、検証の内容のみならず、その運用方法についても抜本的な見直しを行い、真の意味で有効な堅牢強固な検証制度として頂くことを要望します。

以上の点を踏まえ、次頁より、個別のガイドライン項目に対する意見を詳述させていただきます。

1. ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)

項目	具体的内容
1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の目的	<p>『「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011年12月20日)』(以下、「ブロードバンド答申」という。)に示されたとおり、本制度が「光の道」構想の進捗や公正競争要件の遵守状況を総合的に検証する役割を担う点等に鑑み、「①ブロードバンドの普及促進策」及び「②指定電気通信設備制度・NTTグループに係る累次の公正競争要件」の有効性及び適正性を確保することを目的に運用されることについて賛同します。本目的に適った制度とするためには、定性的事柄や定量的データの羅列、表面的評価ではなく、それらに対する本質的な検証・分析に踏み込む必要があることから、総務省殿による能動的調査や第三者の監査の導入等、レビュープロセスの再構築が不可欠であると考えます。(具体的な提案は、項目「4 検証の具体的手順」を参照)</p> <p>また、本制度について「新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではない」とされていますが、ブロードバンド普及に不可欠なマイグレーションの促進や光ブロードバンドを初めとする各市場における公正競争環境がまだまだ不十分であること等を踏まえれば、さらなる制度整備を図る視点を常に念頭に置きつつ、運用を行うべきと考えます。従って、単に現行ルールを基準とした規制の遵守状況の検証ではなく、各種制度の趣旨等に立ち返って、真に公正な競争環境が確保されているかという視座を常に堅持して、本制度運用を行うことが必要です。</p>
2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況	<p>(1)検証の目的</p> <p>「1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の目的」の項目において述べたとおり、ブロードバンドの普及状況や関係主体の取組状況等、定性的事柄や定量的データの羅列、表面的評価のみでは、本制度目的に対し不十分</p>

項目		具体的内容
等に関する検証		と考えます。得られた事実、数値的事象の要因や背景等を分析することにより、現状の取組等、実情に対する本質的評価を行うとともに、各種取組に不足が見出される場合を考慮し、追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要です。また、その意味では、関係者において、十分な検討・議論のプロセスを経た上で、各検証項目に対する年次毎の実施目標や期待する効果、また分析の結果、得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要な措置についてもあらかじめ可能な限り明確にしておくことが重要です。
(2)ブロードバンド普及状況に関する検証	ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証	競争の進展はブロードバンドの普及にとって欠くことのできない重要な指標です。従って、本検証項目は、市場における競争の進展度合いを測るための定性的・定量的指標を充実化させるべきと考えます。特に、2010年12月に公表された『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にて、ボトルネック性を有する加入光ファイバと一体で構築されているNTT東西殿のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)の性質に鑑み、促進が求められている「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべきと考えます。具体的には、事業者間取引の状況やネットワークのオープン化度合い等に着目し、以下の指標を検証項目として追加することを要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH 市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> - 光ファイバ回線の設備ベースシェアとFTTH 小売サービスシェア (ADSL 市場における同種シェアとの比較含む) - 光ファイバ回線における自己調達と他者調達の割合 (ADSL 市場との比較含む)
	イ ブロードバンド市場環境に関する検証	
	ウ ブロードバンド利用環境に関する検証	

項目		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGNにおけるオープン化の度合い (PSTN との比較含む) <ul style="list-style-type: none"> - アンバンドルメニューの内容(1 ユーザ単位の接続メニュー有無等) - アンバンドルメニューの数 - 接続料水準
	(3)関係主体の取組に関する検証	<p>ブロードバンド普及促進のためには、政府、電気通信事業者、地方公共団体等それぞれにおいて担うべき役割が異なりますが、中でもボトルネック設備であるアクセス回線やPSTNを有するNTT東西殿の取組、特に「光の道」構想にとって不可欠なコア網及びアクセス回線の円滑且つ早期の移行が重要です。</p> <p>一方、NTT東西殿は、昨年末の「ブロードバンド答申」(案)に対する意見募集において、メタルアクセスについて「2020年代初頭においては、未だ1,000万回線から2,000万回線程度残ることが現時点では見込まれます」等の見解を表明しており、NTT東西殿自身が推し進めるべき円滑な移行に支障が生じる懸念が拭えない状況にあります。コア網及びアクセス回線における2重コストの問題が現に発生している点等も踏まえれば、今後NTT東西殿におけるマイグレーションについて、その進捗を厳密に検証の上、公正な競争環境の維持を図りつつ、より一層推進していくことが必要と考えます。</p>
	(4)検証結果を踏まえた総務省の対応	<p>前項「(1)検証の目的」にて述べたとおり、得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要な措置について可能な限り明確にしておくことが重要です。従って、サービス競争やIP化・光化のためのマイグレーションの推進に関し、目標</p>

項目		具体的内容	
		<p>値に満たない場合においては、それぞれアンバンドル政策の追加やマイグレーション計画の見直し要請等の実施をあらかじめ明示しておくことが適当です。</p> <p>また、検証の経過並びに結果案の適否のチェックや検証結果を踏まえた具体的措置の検討の場を設けることを必須とすべきであり、その際、情報通信審議会等を活用することは勿論のこと、公正取引委員会殿・接続事業者等が随時参画可能な体制とすることで、透明性・中立性を確保すべきと考えます。</p>	
3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(1)指定電気通信設備制度に関する検証	ア 検証の目的	—
		イ 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p>指定電気通信設備制度が公正競争確保のための措置を予め講じる事前規制的性格を有すること、特に第一種指定電気通信設備が電気通信事業法において「利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」とされていることに鑑み、既存の指定電気通信設備やアンバンドル機能の対象について、追加すべき対象がないかという視点を常に堅持して検証を行うべきと考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド答申」において、NTT-NGNが現状のPSTN の主要な移行先であるとの認識のもと、NTT-NGN のオープン化によるサービス競争の必要性が示唆される等にも見られるように、当該ネットワークの社会的重要性が高まっている状況にあります。現状、NTT-NGNにおけるアンバンドルについては、PSTN と同等レベルでの確保が全くなされていないこと等も踏まえ、NTT-NGNを中心としたブロードバンド市場におけるアンバンドルの実態について、本検証における重点項目とすべきと考えます。特に、NTT-NGNが第一種指定電気通信設備であることを踏まえれば、他事業者との接続を前提として、その設計・構築がなされているべき</p>

項目		具体的内容
		ものであるところ、現状、存在しない機能は提供できない、若しくは追加コストの発生が不可避である等の議論の前提は問題があるものと考えます。なお、本件に関連して、本ガイドライン(案)の別紙に示されている「ブロードバンド答申」におけるアンバンドルの考え方に関して、弊社が考慮すべきと考えるポイントについては、当該答申(案)に対する弊社共意見書 ¹ を参照下さい。
	ウ 第二種指定電気通信設備に関する検証	—
	エ 禁止行為に関する検証	禁止行為規制の運用状況に関する検証については、関係法令・ガイドラインに定める要件に照らして検証するのは勿論のこと、当該法令等の趣旨に立ち返った上で公正競争環境が確保されているか、当該法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証すべきと考えます。一例として、現行の電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、持株比率 50%以上の子会社(県域子会社等)への監督義務が課されていますが、前述の NTT ファイナンス殿による NTT グループの料金請求・回収業務の統合の施策に見られるとおり、当該監督義務の対象外のグループ会社を活用し、禁止行為規制の脱法的行為が行われようとしている状況が存在します。こうした NTT グループにおける関連会社・代理店等を通じた潜脱行為やグループ一体による市場支配力行使が市場に散見される状況に対して、現状を正確に分析し、実質的抑制を可能とする措置を採らなければ実効的な競争セーフガード措置の検証としての意

¹ ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(案)に対する弊社意見(2011年11月30日)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000137551.pdf

項目		具体的内容
		<p>味をなしません。</p> <p>また、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び第 3 号における禁止行為の検証にあたっては、個別の行為における「不当性」が恣意的に判断されることのないよう十分に配慮することも必要であり、特に禁止行為規制の適用対象事業者同士の連携サービス(関連会社や代理店等を介した形態を含む)がなし崩し的に認められることのないよう厳格な運用がなされるべきと考えます。</p>
	オ 業務委託先子会社等監督運用状況に関する検証	<p>前項「エ 禁止行為に関する検証」にて述べたとおり、持株比率 50%以上の子会社(県域子会社等)への適切な監督義務の履行状況のみならず、その他関連会社等を通じた潜脱行為等を抑制可能なよう、より精緻な検証を行うべきと考えます。</p>
	カ 機能分離の運用状況に関する検証	<p>公正競争環境の実現のため、NTT 東西殿の設備管理部門と設備利用部門間のファイアーウォールや設備利用部門と接続事業者間の同等性の確保は非常に重要な検証項目であることから、NTT 東西殿の機能分離の実態については本制度の重点検証項目と位置付け、厳格な検証がなされるべきです。その際、「(i)機能分離の細目について期限付きの達成目標を NTT 東西殿自らが策定する」、「(ii)接続事業者等利害関係者の意見も反映した評価指標を策定し、評価の結果を定期的に公表すること」等によって、より効果的な検証が可能となるものと考えます。</p>
	キ 検証結果を踏まえた総務省の対応	<p>項目「2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」同様、検証の経過並びに結果案の適否のチェックや検証結果を踏まえた具体的対応の検討の場を必ず設けるとともに、公正取引委員会殿・接続事業者等が随時参画可能な</p>

項目		具体的内容
		体制を構築することで、透明性・中立性を確保すべきと考えます。
(2)日本電信 電話株式会 社等に係る公 正競争要件 の検証	ア 検証の目的	—
	イ 検証の対象	移動体通信業務の分離、NTT 再編成時における公正競争要件や NTT 東西殿の活用業務に係る措置は、公正競争環境を確保することを目的とする電気通信事業に係る規制の中でも極めて重要な要件です。前述したように、NTT グループ再統合やNTT 東西殿の業務範囲拡大化等、過去蓄積してきた競争政策の根幹を揺るがしかねない事案が発生している状況においては、上記3点を本制度の重点検証項目と位置付け、厳格な検証を実施すべきです。
	ウ 検証結果を踏まえた総務省の対応	<p>前項「イ 検証の対象」にも述べたとおり、これまでに整備された公正競争環境が根底から覆されかねない状況下にあることを踏まえれば、原則として既存の公正競争要件に係る措置の緩和や撤廃はすべきでないのは勿論のこと、既定の包括検証の時期を待たずとも、NTT の在り方の見直しを含む更なる措置を含め、早急にあるべきルール構築を検討すべきと考えます。</p> <p>なお、項目「2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」及び「3-(1) 指定電気通信設備制度に関する検証」と同様、検証の経過並びに結果案の適否のチェックや検証結果を踏まえた具体的対応の検討の場を必ず設けるとともに、公正取引委員会殿・接続事業者等が随時参画可能な体制を構築することで、透明性・中立性を確保すべきと考えます。</p>
4 検証の具体的手順		「2-(1)検証の目的」で述べたとおり、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」に際しては、各検証項目に対する年次毎の実施目標や期待する効果、また分析の結果として得られた内容が目標に比して不足とみなされる場

項目	具体的内容
	<p>合に必要な措置等について、関係者による十分な検討・議論を行うことで、可能な限り事前に明確にしておくことが重要です。</p> <p>さらに、NTT東西殿等における規制遵守状況等の検証については、その検証の中立性・透明性や措置の実効性確保のため、過去の競争セーフガード制度等の経験も踏まえ、各レビュープロセスでの改善項目を下記のとおり提案します。</p> <p><事案及びデータの収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争事業者のみに事案の収集を任せず、総務省殿による能動的な市場環境の実態調査等を実施すること(立ち入り検査や調査プロセスにおける報告要請の発動等) <p><調査及び検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争事業者のみに事案の挙証責任を負わせることなく、調査権限を有する総務省殿による能動的な検査を行うこと(報告要請等は調査及び検証のプロセスで行うこと) ・ 検証結果案に至る調査プロセス等経緯の透明性を向上させること ・ 各検証結果において、事象の確認のみにとどまらず、それぞれの公正競争要件が公共政策の一環として十分に効果を発揮しているか明確に示すこと ・ 総務省殿のみが検証を行うのではなく、有識者、公正取引委員会殿、接続事業者等が随時参画可能な体制を構築し、第三者のチェック機能を働かせること <p><措置の発動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注視や単なる報告要請といった措置ではなく、現状を改善するための実

項目	具体的内容
	効性ある措置を講じること
5 その他	<p>前述のとおり、今般のNTTグループの料金請求・回収業務の統合施策等に見られるような公正競争環境を著しく脅かす事案が発生していること等に鑑み、既定の包括検証の時期である2014年度を待たずとも、NTTの在り方を含むあるべきルールを早急に検討し、NTTグループの構造・資本分離の実施等、迅速に必要な措置を講じていくことが肝要であると考えます。</p>

2. ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)(案)

項目		具体的内容
1 制度の概要		—
2 今回の検証プロセス		<p>本制度のガイドライン(案)に示されているように、本検証の目的が「ブロードバンド普及促進に向けた方策の有効性について確認」することであることを踏まえれば、当該ガイドライン(案)への意見箇所述べたとおり、ブロードバンドの普及状況や関係主体の取組状況の検証に係る定性的事柄や定量的データの羅列、表面的評価では意味がありません。しかしながら、本暫定検証結果案の項目「3 検証結果」の内容を見ても、ほとんどの項目が単なる数値・事象の羅列に留まっており、今回の検証プロセスが事象に対する要因分析や対策の提言等、有効な検証結果を導出可能なレベルには至っていないことが推測されます。</p> <p>従って、上記ガイドライン(案)への意見箇所で前述したとおり、得られた事実や数値的事象の要因や背景等を分析することにより、現状の取組等、実情に対する本質的評価を行うとともに、仮に各種取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込む必要があります。また、その意味では、関係者において、十分な検討・議論のプロセスを経た上で、各検証項目に対する年次毎の実施目標や期待する効果、また分析の結果、得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要な措置についてもあらかじめ可能な限り明確にしておくことが重要です。</p>
3 検証結果	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証	<p>ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証</p> <p>イ ブロードバンド市場環境に関する検証</p> <p>本暫定検証結果(案)の内容は、基盤整備率、基盤利用率、契約数、利用料金、接続料等の各種定量的指標と非常に簡易な状況分析に留まっています。従って、前述のとおり、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等、本質的評</p>

項目		具体的内容
証	ウ ブロードバンド利用環境に関する検証	<p>価を導出可能なレベルまで分析の深度を深め、検証結果に反映させるとともに、分析の結果、仮に各種取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込む必要があります。</p> <p>また、本制度のガイドライン(案)に対する弊社共意見書でも述べたとおり、市場における競争の進展度合いを測るための指標を充実化すべきであることから、以下の項目を具体的指標として評価すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH 市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> - 光ファイバ回線の設備ベースシェアと FTTH 小売サービスシェア (ADSL 市場における同種シェアとの比較含む) - 光ファイバ回線における自己調達と他者調達の割合 (ADSL 市場との比較含む) ・ NTT-NGN におけるオープン化の度合い (PSTN との比較含む) <ul style="list-style-type: none"> - アンバンドルメニューの内容(1 ユーザ単位の接続メニュー有無等) - アンバンドルメニューの数 - 接続料水準 <p>加えて、本暫定検証結果案で示された個別の指標の採り方については、以下の点を追加的に考慮頂くことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分析の精度を高めるため、市場シェア等各種指標について、過去 5 年程度の期間で定点観測すること ・ 加入者回線のシェアについて、契約数に基づく市場シェアと同様に事業者や回線種別(光ファイバ回線、メタル回線等)の内訳を示すこと

項目		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH の利用者料金について、戸建て向けと集合住宅向けで大きな格差がある現状を踏まえ、その分析は集合住宅のみならず戸建て住宅もあわせて行うこと ・ 都道府県単位のブロードバンド普及等の検証について、地域毎に競争促進の効果との相関を分析すること。特に、2012年3月6日に「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」の「とりまとめの方向性(案)」において、競争促進策の導入が『「非競争地域」に限った適用とすることが適当である』とされた点の妥当性について検証を行うこと
(3)関係主体の取組に関する検証	ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組	<p>本暫定検証結果(案)の内容は、関連法令等の改正や行政・事業者の取組が単に羅列されるに留まっています。前述のとおり、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等、本質的評価を導出可能なレベルまで分析を検証の深度を深め、検証結果に反映させるとともに、分析の結果、仮に各種取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要です。</p> <p>また、本暫定検証結果(案)で示された検証項目の内容に関連して、以下の点を追加的に考慮頂くことを要望します。</p> <p>(1)NTT 東西殿によるマイグレーションの取組</p> <p>上記ガイドライン(案)への意見箇所でも前述したとおり、ブロードバンド普及促進のためには、ボトルネック設備であるアクセス回線や PSTN を有する NTT 東西殿の取組、特に「光の道」構想にとって不可欠なコア網及びアクセス回線の円滑且つ早期の移行が重要です。その意味では、NTT 東西殿が、メタルアクセスについて「2020 年代初頭においては、未だ 1,000 万回線から 2,000 万回線程度残ることが現時点では見込まれます」等の見解を表明したことに</p>
	イ 公正競争環境の整備に関する取組	
	ウ ICT利活用の促進に関する取組	

項目			具体的内容
			<p>ついて何ら言及・評価がなされていないことは不適當であると考えます。これら直近の NTT 東西殿のマイグレーションの取組状況等に対して、ブロードバンド普及促進に与える影響や追加的な措置の必要性という観点から、具体的な分析を行うべきと考えます。</p> <p>(2)機能分離や業務規制緩和等</p> <p>NTT 東西殿の機能分離や業務範囲規制の緩和の結果について、それぞれ法令等の改正や NTT グループの届出の事実等の列挙にとどまり、本件の実態及び結果分析が一切なされていないことは不適當であると考えます。これら事象がブロードバンド普及促進に与える影響や追加的な措置の必要性という観点から、具体的な分析を行うべきと考えます。</p>

以上